

甲州市空き家情報バンクへの申請手順

～空き家を提供していただける場合（空き家を貸したい・売りたい）～

● 賃貸・売却物件の登録 ●

■賃貸・売却物件の提供を希望される方は、

「空き家情報バンク登録(新規・変更)申込書(様式第1号・第2号)へ必要事項を記載のうえ、甲州市役所政策秘書課地域創生推進室宛に提出してください。
郵送による受付もしております。

■申し込みに必要な書類(申請書様式は、甲州市ホームページにもございます)

- 甲州市空き家情報バンク登録(新規・変更)申込書(様式第1号)
- 甲州市空き家情報登録カード(様式第2号)①…概要
- 甲州市空き家情報登録カード(様式第2号)②…地図・間取り図
- 物件の登記簿謄本(コピーでかまいません)
- 物件の写真

● 登録のための調査(甲州市) ●

■市の担当者が、現地調査に伺います。

(社)山梨県宅地建物取引業協会(「宅建協会」)の担当者も同行する場合があります。

● 空き家情報の公開と利用者希望者募集 ●

■登録された物件は、市のホームページ、広報及び窓口で情報の公開、提供を行います。

甲州市のホームページで、バナーをクリックしてください。

(<http://www.city.koshu.yamanashi.jp/koshu/>)



■甲州市空き家情報バンク(登録物件)契約募集資料として、以下の内容を公開します。

- (1)登録番号 (2)賃貸又は売却の別 (3)住所地(字まで) (4)希望価格
- (5)建物等の概要(階数、構造等) (6)利用状況 (7)設備状況
- (8)主要施設等までの距離 (9)位置図及び間取り図 (10)写真

● 物件の交渉(提供者と利用希望者) ●

■所有者等と利用希望者の両者間で行う場合(直接型)

利用希望者の申し込みがあった場合、物件提供者へ市から連絡をします。
その後両者での交渉することになります。

■宅建協会が媒介を行う場合(間接型)

利用希望の申し込みがあった場合、物件提供者へ市から連絡し、宅建協会の媒介により交渉することになります。

甲州市空き家情報バンクについての詳しい相談

甲州市役所 政策秘書課 地域創生推進室 地域創生推進担当
〒404-8501 山梨県甲州市塩山上於曾1085-1
Tel.0553-32-5037 FAX0553-32-1818
(Email) seisaku@city.koshu.lg.jp